

理事会規程

一般社団法人
発達精神医学・心理学研究会

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人発達精神医学・心理学研究会（以下「この法人」という。）の理事会の運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 理事会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(構成)

第3条 理事会は、理事の全員をもって構成する。

- 2 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこととする。
- 3 他の同一の団体の理事である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこととする。
- 4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(種類)

第4条 定例理事会は、毎年2回以上開催する。なお、必要がある場合は、臨時理事会を招集することができる。

第2章 招 集

(招集権者)

第5条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。

(招集の請求)

第6条 理事は、理事現在数の2分の1以上をもって、理事会の議題（会議の目的たる事項）を記載した書面を招集権者に提出して、理事会の招集を請求することができる。

2 招集の請求があった後10日以内に、その請求の日より3週間以内の日を会日とする。理事会の招集通知が発せられないとき、招集を請求した理事は、自ら理事会を招集することができる。

3 監事が、理事の法令又は定款に違反する行為について理事会に報告するため、書面を理事会の招集権者に提出して理事会の招集を求めた場合も、前項と同様とする。

(招集通知)

第7条 理事会の招集通知は、会日より10日以前に各理事、及び監事に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、理事全員の同意を得てこの期間を短縮することができる。

2 理事会は、理事全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。

(議案)

第8条 理事会に付議する議案は、代表理事がこれを提出する。ただし、他の理事も、あらかじめ代表理事にその趣旨を申し出ることにより、これを提出することができる。

2 理事会は、招集通知に掲げられなかった議案についても、特に支障のない限り、これを審議することができる。

第3章 決議

(議長)

第9条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(決議事項)

第10条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- イ 本会の業務執行の決定
- ロ 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- ハ 重要な財産の処分及び譲受け
- ニ 多額の借入
- ホ 重要な使用人の選任・解任
- ヘ 事業計画書及び収支予算書等の承認
- ト 事業報告書及び計算書類等の承認
- チ その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

- イ 下記の規則の制定、変更及び廃止
 - ①社員総会規程
 - ②理事会の運営に関する規程
 - ③理事の職務権限に関する規程
 - ④コンプライアンスに関する規程
 - ⑤内部通報者の保護に関する規程
 - ⑥利益相反防止に関する規程
 - ⑦倫理に関する規程
 - ⑧会計に関する規程
 - ⑨情報公開に関する規程
 - ⑩文書処理に関する規程
- ロ 基本財産の維持、管理及び処分の決定
- ハ その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

- イ 重要な事業外の契約の締結、解除、変更
- ロ 重要な事業外の争訟の処理
- ハ その他理事会が必要と認める事項

(書面による意見の表明)

第11条 やむを得ない理由により理事会の出席ができない理事は、事前に書面をも

って議長となるべき者に対し、議案についての意見を表明することができる。

- 2 事前の意見表明があったときは、議長は理事会における審議に際して、その内容を報告しなければならない。

(特別の利害関係を有する場合の決議からの除外)

第 12 条 理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う。

付則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。